

青森県国公立高校生等奨学のための給付金給付要綱

(趣旨)

第1 県は、国公立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、当該高校生等の保護者等に対し、青森県国公立高校生等奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を給付することとし、その給付については、この要綱の定めるところによる。なお、この要綱に基づく給付金は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」に該当するものとして取り扱うものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国公立の高等学校等 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等学校等をいう。
- (2) 高校生等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の支給を受ける資格を有する者を除く。）
 - イ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項に規定する高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給を受ける者
 - ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項に規定する家計急変世帯への支援として実施した授業料減免措置を受ける者
- (3) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。
- (4) 通信制 高等学校又は中等教育学校の後期課程の通信制課程及び専修学校の高等課程又は一般課程の通信制学科をいう。
- (5) 基準日 当該年度の7月1日をいう。ただし、学則その他当該高等学校等の設置者が定めるところにより7月2日以降に入学することとされている高等学校等に入学する者については、その入学の日をいう。また、新入生に対し4月から6月分に相当する額の前倒し給付をする場合は4月1日、7月以降に家計が急変した世帯に対して給付する場合は、原則、申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の1日をいう。
- (6) 生業扶助受給世帯 基準日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けている者が属している世帯をいう。
- (7) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯 基準日の属する年度分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である保護者等（保護者等が

2人以上いるときは、その全員)が属している世帯(家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯を含む。ただし、いずれも生業扶助受給世帯を除く)をいう。

(給付金の給付)

第3 給付金は、基準日において国公立の高等学校等に在学している高校生等(以下「国公立高校生等」という。)の保護者等であつて次の各号に掲げる要件の全てに該当する者に対して給付する。

- (1) 基準日において県内に住所を有していること。
 - (2) 基準日において生業扶助受給世帯又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯に属していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、給付金は、国公立高校生等又はその保護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、給付しない。
- (1) 国公立高校生等が児童福祉法(昭和22年法律第164号)による措置に要する費用の支弁対象であり、当該国公立高校生等に係る見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が支弁されている場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、基準日の属する年度において国公立高校生等又はその保護者等が他の団体又は個人から授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的とした金銭(以下「類似の給付金等」という。)の支給を受けたことにより、給付金を給付する必要がないと青森県教育委員会教育長(当該高校生等が青森県内の県立高等学校に在学している場合は当該校長。以下「教育長等」という。)が認める場合
 - (3) 国公立高校生等が基準日の属する年の4月1日から翌年の3月31日までの間の全てにおいて休学している場合
- 3 新入生については、4月から6月分に相当する額を前倒しで給付することができる。
- 4 国公立高校生等が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程における就学について給付する。

(給付金の額)

第4 給付金は、年度を単位として支給するものとし、その額は、国公立高校生等1人につき、基準日において当該国公立高校生等の保護者等が属している次の表に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表に定めるとおりとする。ただし、7月以降に家計が急変した世帯については、原則、申請のあった翌月以降の月数に応じて算出した額とする。

世帯の区分	給付金の額(年額)
生業扶助受給世帯	32,300円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯	ア 通信制以外に在学している国公立高校生等 (ア) 当該国公立高校生等以外に給付金の給付の申請をする保護者等(以下この表において「当該保護者等」という。)に扶養されている通信制に在学している

	高校生等がいる場合	
		141, 700円
(イ)	(イ) 当該国公立高校生等以外に当該保護者等に扶養されている通信制に在学している高校生等がいない場合	
a	a 当該保護者等に扶養されている高校生等以外の15歳（中学生を除く。以下同じ。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	141, 700円
b	b 当該保護者等に扶養されている高校生等以外の15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいない場合	
(a)	(a) 当該保護者等に扶養されている給付金の給付の対象となる高校生等の兄又は姉がいる場合	141, 700円
(b)	(b) 当該保護者等に扶養されている給付金の給付の対象となる高校生等の兄及び姉がいない場合	110, 100円
イ	イ 通信制に在学している国公立高校生等	48, 500円

- 2 基準日の翌日以降において、前項の表に掲げる世帯の区分に変更が生じた場合
国公立高校生等が異なる課程に転籍した場合にあっても、給付金の額は変更しない。
- 3 基準日の翌日以降に国公立高校生等が休学し、又は退学した場合にあっても、給付金の返納は要しない。

（給付の回数）

第5 納付の回数は、次の各号に掲げる国公立高校生等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する又は家計急変世帯への支援として実施した授業料減免措置を受ける国公立高校生等 当該国公立高校生等1人につき年度に1回、通算3回（定時制又は単位制の課程に在学する国公立高校生等にあっては、4回）を上限とする。
- (2) 学び直し支援金の支給を受ける国公立高校生等 当該国公立高校生等1人につき年度に1回（定時制又は単位制の課程に在学する国公立高校生等にあっては、通算2回）を上限とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、国公立高校生等又はその保護者等が当該給付金の給付額を超える類似の給付金等の支給を受けた場合の給付の回数は、同項の給付の回数から同じ年度内に当該給付金の給付額を超える類似の給付金等の支給を受けた回数を控除した回数とする。

(給付の申請)

第6 納付金の納付を受けようとする国公立高校生等の保護者等は、別に定める日までに教育長等に対し、青森県国公立高校生等奨学のための納付金受給申請書（要綱第1号様式）に、その属している次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて申請しなければならない。

(1) 生業扶助受給世帯

基準日において生活保護法第36条の規定による生業扶助を受けている世帯に属することを証する書類

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯

ア 国公立高校生等の保護者等（当該保護者等が2人以上いるときは、その全員）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写し等又は基準日の属する年度分の国公立高校生等の保護者等（当該保護者等が2人以上いるときは、その全員）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証する書類

イ 世帯の状況に関する申立書（要綱第2号様式）

ウ 当該国公立高校生等に、その保護者等に扶養されている15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合にあっては、その兄弟姉妹に係る健康保険被保険者証の写しその他当該兄弟姉妹がその保護者等に扶養されていることが確認できる書類

(3) 家計急変世帯

ア 保護者等（保護者等が2人以上いるときはその全員）の家計の状況が確認できる書類

イ 世帯の状況に関する申立書（要綱第2号様式）

2 国公立高校生等が他の都道府県の区域に設置されている高等学校等に在学している場合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該高等学校等の長が交付する在学証明書

(2) 当該高等学校等の設置者が交付する高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給の資格があることを明らかにする書類

(給付の決定)

第7 教育長等は、第6の規定による申請書等を受理したときは、必要な事項を審査の上、第3第2項の規定に該当する場合を除き、納付金の納付を決定し、その旨及び納付金の納付の時期を申請に係る保護者等に通知する。

(授業料以外の教育費との相殺)

第8 国公立高校生等の保護者等は、国公立の高等学校等が徴収する授業料以外の教育に必要な経費と相殺するため、納付金の受給を教育長等に委任することができる。

(給付の決定の取消し)

第9 教育長等は、国公立高校生等の保護者等が偽りその他不正の手段により納付金の納付を受けたと認めるときは、第7の規定による納付金の納付の決定を取り消すことができる。

2 教育長等は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を当該取消しに係る保護者等に通知する。

(給付金の返還)

第10 教育長等は、第9第1項の規定による取消しをしたときは、当該取消しに係る保護者等から、期限を定めて、その給付を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11 納付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12 この要綱の施行について必要な事項は、青森県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月25日から施行し、平成26年4月1日以降に国公立の高等学校等に入学した第1学年及び第2学年の高校生等(単位制の課程に在学する高校生等にあっては、教育長等が第1学年及び第2学年相当であると認める者)に係る給付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月17日から施行し、平成26年4月1日以降に国公立の高等学校等に入学した第1学年から第3学年の高校生等(単位制の課程に在学する高校生等にあっては、教育長等が第1学年から第3学年相当であると認める者)に係る給付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。